

第8号議案

令和5年度事業計画（案）

I はじめに－「相続登記義務化まであと1年」

令和6年4月1日の相続登記義務化の施行まであと1年を切った。

相続登記に関する広報は、相続登記の義務化までが勝負である。司法書士が相続登記、さらには相続・遺言の専門家であることの社会的認知とそれを裏付ける実績を築けるよう、今年度も広報事業、相談事業、法務局等との連携などを強く推し進めていく。

法務省が令和4年7月に実施した「相続登記の義務化・遺産分割等に関する認知度等調査」（本人、配偶者または親が不動産を所有している成人男女で、20代から70代以上まで各世代で200人ずつ、合計1,200人にアンケート）によれば、相続登記の義務化を「よく知らない」「全く知らない」と答えた人は約66%、相続土地国庫帰属制度を「よく知らない」「全く知らない」と答えた人に至っては約84%とのことである¹。一方で、日々の執務現場においては相続登記の義務化について質問される機会が増え、市民の間に、少しずつではあるが関心の高まりと、義務化に対する不安が混在しているのが感じられる。

ところで、令和5年2月21日開催の衆議院予算委員会第三分科会において、インターネットを利用した登記申請書等の自動生成サービスについて質疑が行われ、一部民間事業者による違法行為が疑われる事例が散見されるとの指摘について、政府参考人である法務省民事局長から「民間事業者が依頼者に代わって登記書類を作成したと評価されるような場合」、「収集した戸籍記載から民間事業者の判断で相続人を特定し依頼者に代わって登記書類を作成したと評価されるような場合」、「個別具体的な事案を前提に登記申請書類の作成に関する相談を受けて回答したり、助言したりして、登記申請書類の作成にあたって依頼者からの相談に応じた」と評価されるような場合には、司法書士法に抵触するおそれがあるとの答弁がなされた²。

司法書士は、これまで登記手続の申請書類作成や代理申請を行うだけではなく、個々の具体的な事案に即した説明や助言を行うことでトラブルの発生を予防し、依頼者の権利及び財産を擁護する役割を担ってきた。我々には、登記の専門家として、150年の長きにわたり、その専門知識と経験を培ってきたという自負がある。違法行為が疑われる民間事業者のサービスを利用したり、無資格者に登記手続を依頼したりすることによりトラブルに巻き込まれてしまう市民がいるならば、それは絶対に看過できるものではない。相続登記の義務化に対する不安から市民がそのようなトラブルに巻き込まれないためにも、広報に力を入れるとともに、地域住民や自治体職員にとっての最初の相談先となれるよう、各自治体との連携をこれまで以上に進めていく所存である。

ただ、司法書士会が行う広報事業は、地域的・人的・金銭的規模を活かして広く行う一方、ともすると「広く浅く」なりがちである。市民に、司法書士を認知してもらい、相談先・依頼先の選択肢（できれば有力な選択肢）として思い浮かべてもらうことから、さらに進んで、相談する・依頼するという実際の行動に移してもらうには、司法書士会が行う広報と合わせて、過去の相談者や依頼者が「司法書士に相談、依頼してよかったよ」とその体験談を周囲の人に

¹ 法務省ホームページ https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html

² 国会会議録 No.118～No.124

<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=121105268X00220230221¤t=3>

話してくれることが効果的である。個々の会員が、1つ1つの依頼に真摯に対応していただくことが、その対応に満足した依頼者が、当時の自分と同じような悩みや課題を抱えた知人に司法書士（多くの場合は自分が依頼した司法書士）を紹介してくれることにつながるであろう。それが、クチコミ（特に価値観が近い友人のクチコミ）が消費行動等に大きな影響力を持つ現在、非常に大きな広報となる。目の前の依頼者のためにも、そして司法書士制度の未来のためにも、さらには社会のためにも、会員の皆様には、相続手続きに関するより積極的な対応をお願い申し上げる。

また、当会が入る中菱ビルは、昭和53年築で、今年で46年目を迎える。事務局としての機能を有し、会議室、研修室、相談センター等の当会の中核を担っているが、時の経過による建物の老朽化に加え、大規模災害にも備えが必要となる等、時代のニーズに合う会館のあり方を具体的に検討する時期に入っているといえる。これまで、ワーキングチーム及び理事会において、①中菱ビル（現況、継続利用）について、②これからの司法書士会館（機能、規模、場所）について、③会館の保有形態（建替え、賃貸による移転）について等の検討を続けてきた。今年度は、会員懇談会などの場で、会館の将来について、会員の皆様と情報・意見交換を進め、状況を見て具体的な行動に移していきたい。

II 事業計画策定における基本指針

以下の事業を推進していくことを基本指針とし、個別事業を実施する。

- 1 司法サービス拡充のための事業
- 2 司法書士業務の発展に関する事業
- 3 社会への貢献事業
- 4 効果的な広報事業
- 5 会員の執務と会務運営に関する事業
- 6 他団体・機関との連携・交流・協議に関する事業
7. 研修事業

III 個別事業

1. 司法サービスの拡充のための事業

1-1 相談関連事業

1-1-1 市民のための相談窓口になるために、以下の相談事業を展開し、相談員を派遣し、相談員の質的向上を図るための研修会等の企画・実施をし、必要な広報事業と関連団体との協議を行う。

1. 継続事業

- (1) 総合相談センターの管理・運営
- (2) 「司法書士困りごとほっとライン」（電話相談）の運営

- (3) なのはな相談センターの運営
- (4) 相続登記相談センターの運営（面談相談は、引き続き相談センターの面談相談で対応）
- (5) 成年後見電話相談の運営
- (6) 法テラス対応電話相談センターの継続
- (7) 札幌市役所への相談員の派遣の継続
- (8) 札幌市内区役所への相談員の派遣の継続（令和4年7月1日から再開、中央区役所については庁舎建て替えのため休止中）
- (9) 各種相談会の企画・実施
- (10) 相談センターを広報するための施策の検討・実施
- (11) 新規相談員登録予定者に対する研修事業等、相談担当者及び相談内容の質的向上のための施策の検討・実施
- (12) 法務局その他他団体主催の相談会への相談員派遣
- (13) 恵庭市役所への相談員の派遣
- (14) 天塩町等巡回法律相談（北海道ブロック協議会の事業）
- (15) 司法書士の紹介

1-1-2 札幌法務局と協働して、登記手続きの円滑な運営と市民のニーズにこたえるために、本局内の「きけるっしょ」を下記のとおり運営し、司法書士の制度広報を行う。

- (1) 運用指針の検討及び相談員向けマニュアルの改訂
- (2) 相談ブース内の書籍・備品・ひな形等の整備、管理
- (3) 相談員の募集、名簿登録、名簿管理及び相談担当割り
- (4) 相談員向け情報交換会及び勉強会の企画、実施
- (5) 広報活動
- (6) 法務局との連絡、協議

1-1-3 令和6年4月1日の相続登記義務化を迎えるにあたり、司法書士こそが相続登記の専門家であることを広く周知し、かつ、相続未登記問題や関連する法改正等に対応するため、下記のとおり広報活動、相談会、勉強会等の事業を行う。

- (1) 市民への相続登記に関連する広報活動
- (2) 地方自治体への相続登記促進等に関する広報活動、支援事業
- (3) 地方自治体職員への相続登記促進等に関する勉強会等の企画、実施
- (4) 相続登記等に関する相談会の企画、実施
- (5) 長期相続登記未了土地に対する施策に関する情報収集、利用促進活動及びその支援
- (6) 法務局、土地家屋調査士会等関連団体との協議、連携、企画、実施

1-2 ADR関連事業

- (1) ADRセンターの運営
- (2) 手続実施者等の養成トレーニングの企画・実施
- (3) 手続実施者名簿登載者向け継続トレーニングの企画・実施
- (4) マニュアル等の改訂
- (5) ADRセンターの広報
- (6) 規程及び運用等の検討

2. 司法書士業務の発展に関する事業

2-1 業務推進関連事業

- (1) 一般民事事件に関する簡裁訴訟代理等関係業務の受託促進を図るため、少額の裁判及び被告事件を対象とした報酬助成事業を継続する。
- (2) (1)の報酬助成事業につき、会員の受託促進及び制度の安定的運用を図るため、実施要領の見直しを必要に応じて行う。

2-2 企業法務関連事業

- 1 商業法人登記・企業法務全般に関する研究・情報収集を行い、会員に対してメールやホームページを利用した情報提供を行う。
- 2 研修所と連携し、会社法・商業法人登記・企業法務・事業承継に係る研修会等を企画する。
- 3 事業承継を中心とする中小企業支援に関する施策として、以下の施策を実施する。
 - (1) 「提案型」事業承継支援の更なる業務推進を図るため、対応手法の調査研究及び専門相談員の養成に取り組む。
 - (2) (公財)北海道中小企業総合支援センターの事業承継専門家派遣事業に委員を派遣する。
- 4 北海道事業承継推進ネットワークを構成する各団体との情報交換・意見交換を活性化させ、また、同ネットワークが開催する経営相談会等へ委員を派遣し有益な情報提供に取り組む。
- 5 昨年度に引き続き、(公財)北海道中小企業総合支援センターへの相談員を派遣する。
- 6 昨年度に引き続き、(一社)札幌中小企業支援センターへの相談員を派遣する。
- 7 札幌近郊の各種団体(青年会議所、商工会議所、中小企業家同友会、道農業公社等)との連携可能性を模索する。
- 8 税理士会及び農業会議に対する提案及び意見交換等により連携構築を進展させる。
- 9 昨年に引き続き、司法書士による企業法務支援の取り組みを伝える広報ツールとして、「中小企業経営のための豆知識」を作成・配信し、会員が中小企業経営者向けに活用できるようにする。
- 10 企業法務に関して会員の求める情報や話題を把握する目的で、定期的なアンケートを行い、その結果を集計・データベース化するなどして、会員向けの情報提供を拡充する企画に取り組む。

2-3 相続関連事業

- (1) 相続・遺言等に関する業務を推進するための施策の検討及び実施
- (2) 相続・遺言等に関する新しい業務モデルの研究
- (3) 関係機関や一般市民へ向けての積極的な情報発信

2-4 成年後見関連事業

- (1) 成年後見人等名簿の管理・運営及び名簿登載者及び会員向け研修会の実施
- (2) 成年後見人等名簿に基づく成年後見人等の家庭裁判所への推薦
- (3) 成年後見に関する市民向けシンポジウム、セミナー、相談会等の企画、実施

- (4) 成年後見及び任意後見契約アシスト相談の運営とその広報誌等の企画、作成
- (5) 成年後見に関する札幌管内自治体、北海道社会福祉協議会等との情報、意見交換
- (6) 成年後見に関する専門家会議、各種学会、シンポジウム等への参加（視聴を含む）
- (7) 札幌家裁と三士会協議等への参加及び自治体等主催の連絡協議会等への参加
- (8) 自治体等からの委員等の就任及び市民後見人養成講座等の講師等依頼への対応

2-5 法改正等対策関連事業

- (1) 司法書士法、民法、不動産登記法などの改正に関し、必要な検討を行う。日司連からの諮問や意見照会、各省庁のパブリックコメントへの対応を行う。

3. 社会への貢献事業

司法書士の専門性を活かして、時代の要請に応じた社会問題などに対応する事業活動を行う。司法書士の専門的知見を活用し、周辺業務の領域において、活動範囲を拡張するために事業を行う。

3-1 社会問題・消費者問題対策関連事業

- (1) 貧困問題・犯罪被害者支援・消費者被害対策・自死対策・自死遺族支援・LGBT 支援・ギャンブル等依存症問題対策・聴覚障害者に対する意思疎通支援等、社会問題・消費者問題に関する情報の収集・対策の検討及び実施・情報発信
- (2) 社会問題・消費者問題に関する研修の企画・勉強会の実施・シンポジウムの開催
- (3) 社会問題・消費者問題解消のための各種法律相談会の開催
- (4) 社会問題・消費者問題にかかる関係機関・団体との連携・協働・相談員派遣
- (5) 広報誌「きりばたけ通信」の発行

3-2 法教育関連事業

- (1) 青少年向け法律教室の企画、実施
- (2) 社会人向け法律教室の企画、実施
- (3) 小学生向け法律教室の企画、実施
- (4) 学校・教育関係者等との勉強会・情報交換会等の企画、実施
- (5) 一般市民、学校・教育関係者等に対する広報・啓発活動、当会ホームページによる事業の広報並びに実施報告
- (6) 教材（新テーマ）の見直し、検討、作成
- (7) 講師養成のための研修会等の実施、情報交換を目的とした報告会の実施
- (8) 研修会等への委員の派遣等による情報収集、他団体等との情報交換

3-3 空き家等対策関連事業

- (1) 空き家及び所有者不明土地等の問題に関する情報の収集・対策の検討実施・情報発信
- (2) 空き家及び所有者不明土地等の問題に関する電話相談の実施、相談会の開催
- (3) 空き家及び所有者不明土地等の問題に関する市町村・関係機関団体との連携・協働、会議・相談会等への会員の推薦・派遣

3-4 災害対策事業

- (1) 当会管轄内及びその周辺地域等で地震・台風被害などの災害が発生した場合における被災者向けの支援活動、行政との連携
- (2) 災害発生に備えた隣接専門職との交流・情報交換・協働
- (3) 災害発生時における支援活動手順書の検討、策定
- (4) 過去の災害における支援活動記録の整理
- (5) 相談会等の支援活動及び災害発生時に必要となる備品・設備等の確保

4. 効果的な広報事業

4-1 対外広報事業

- (1) 札幌司法書士会の活動に関する広報
 - (2) 司法書士制度及び法制度に関する広報
 - (3) 相続登記推進に関する広報
 - (4) 各委員会と連携した広報活動
 - (5) テレビ・ウェブサイト・リーフレット・SNS・動画広告等複数媒体（クロスメディア）を利用した広報活動
 - (6) 本会のイメージキャラクターの積極的な活用
- ※学生を中心とした若年層にオリジナルグッズを配布し、司法書士及び札幌司法書士会の認知度向上を目指す（中長期的効果）。
- ※令和6年の相続登記義務化に向けて年間を通じた相続登記推進に関する広報活動を行う（直近課題への取組）。

4-2 ウェブサイト関連事業

- (1) ウェブサイトの改修、保守及び運営
- (2) ウェブサイト及びキャラクターを活用した広報活動の検討

5. 会員の執務と会務運営に関する事業

5-1 会員の執務、会務運営についての連絡調整

- (1) 月報、Webサイト、メール等を活用した情報提供
- (2) 会員名簿の作成
- (3) 会員の執務環境と会務運営の改善（IT化の推進を含む）
- (4) 事務局職員の執務環境の整備

5-2 会員の品位保持、適正な業務遂行のための連絡、指導

- (1) 苦情対応窓口の運営
- (2) 会員の品位保持のための連絡、指導、注意勧告、紛議調停の実施

5-3 その他

- (1) 各種登録、届出業務

- (2) 選挙関係事務、危機管理対応
- (3) 情報公開、個人情報保護への対応
- (4) 司法書士試験合格者向け情報提供
- (5) 非司法書士行為対策（法違反実態調査対応、非司情報の収集等）
- (6) 財産管理人候補者名簿の管理
- (7) 財務、組織体系の見直し、施設基盤の整備改善のための検討
（会費、支部、会館ほか）

6. 他団体・機関との連携・交流・協議に関する事業

- 6-1 法務局、裁判所、法テラスなどの関係諸機関との連絡調整・連携を行い、会員に必要な情報提供を行う。
- 6-2 自治体その他の機関、資格者団体（六士会・不動産関係団体協議会・四士業連絡協議会）等との協議・情報交換等を行う
- 6-3 関連団体（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート札幌支部・札幌司法書士協同組合・札幌司法書士政治連盟・札幌青年司法書士会）等との情報交換等を必要に応じて行う。

7. 研修事業

7-1 令和5年度基本指針

司法書士法第一条「司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」に定める司法書士の使命を全うするために、前年度に引き続き、司法書士業務に関する実務処理能力について高水準での均質性の確保を図り、併せて司法書士職能の将来を見据える視点を堅持することにより、研修事業が会員のさらなる資質向上の礎となることを令和5年度の基本指針とする。

7-2 研修目標

上記基本指針に基づいて以下のとおりの研修目標を設定し、具体的研修事業を企画立案・実施する。

7-2-1 会員研修事業

- (1) 高い信頼性を伴う実務能力の担保に資する実践的な研修
- (2) 国民の権利保全の担い手としての職能制度の確立に寄与する研修
- (3) 法律家としてふさわしい司法書士倫理の浸透と確立を図る研修
- (4) 時代の要請に適時適切に応え得る司法書士職能を育成する研修

7-2-2 新人研修事業

- (1) 実務家司法書士を養成することを目標とした実効性ある配属研修の実施
- (2) 責任ある執務姿勢や業務処理能力の向上を目指した新入会員研修プログラム

(概ね登録後3年内の新入会員を対象とする)の実施

7-3 研修事業計画

7-3-1 会員研修事業

会員研修については、上記基本指針に基づく研修目標に従って、会員の業務処理能力の均質性を確保するとともに、多様化した各分野の業務への対応及び専門性のさらなる向上を目指して、下記のと通りの研修事業を実施する。なお、研修の企画に際しては、業務範囲の実質的拡充を目指す本会事業にも着目し、合理的な範囲においてその推進を下支えする実践的視点を維持する。

- (1) 司法書士の基幹業務である登記手続に関する業務について、会員の業務処理の基礎的能力の均質性を確保しながら、より高次の業務処理能力を身に着けることに資する研修を実施する。
- (2) 司法書士の業務範囲を精査検討する本会各対策部・委員会の事業目標やその成果に着目して、そのために身に付けておくべき知識や実践的処理能力を習得する視点に立った研修を実施する。
- (3) 簡裁訴訟代理業務を始めとする裁判関係業務等、多様化・専門化した分野における業務処理能力の向上に資する研修を実施する。
- (4) 成年後見業務の担い手を増加させるため、体系だった成年後見業務に関する研修を実施する。
- (5) 広範囲にわたる多様化・専門化した業務分野の法律実務を取り扱う職能たる司法書士が、法律実務家として身につけておくべき倫理観や執務姿勢等に視点を当てた研修を実施する。
- (6) 近年予定される法改正へ対応するための研修を実施する。
- (7) 会員の研修単位取得率の低迷が続いている現状を踏まえ、実施方法、実施時期や分野のバランスを考慮して研修を企画立案する努力をするとともに、研修単位に関する情報を会員に提供する等、研修単位取得率の向上を目指す方策を引き続き検討実施していく。
- (8) 会員の研修受講機会の確保のため、オンライン視聴型研修の受講体制の維持拡充に努めるほか、他単位会との間で広域的連携による研修会の開催を模索する。
- (9) 大学教授等の研究者との交流等を通じて、司法書士業務に関わる法領域の研究ならびに情報交換等を行うことで、司法書士職能の社会に対する新しい役割の発掘、ノウハウの蓄積、能力開発及び人材育成等へとつなげていく。

7-3-2 新人研修事業

新人研修については、実効性ある配属研修を実施するとともに、業務関係書類の取り扱いについての基本的知識を確認する研修をはじめ、配属研修生の必要に応じた補完的な研修もその実施を検討する。

また、概ね登録後3年内の業務経験の浅い新入会員に対して、業務上の対応力や倫理観の醸成を目指して、平成27年度以降実施している日司連新入会員研修プログラムの教材を参考にして研修を実施する。